

令和 2 年第 3 回（9 月）

川口市議会定例会

一般議案

令和2年第3回（9月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第100号	川口市立かわぐち市民パートナーステーション設置及び管理 条例の一部を改正する条例……………	1
議案第101号	川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	2
議案第102号	川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基 準等を定める条例の一部を改正する条例……………	3
議案第103号	川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	4
議案第104号	工事請負契約の締結について（仲町保育所（仮称横曽根保育 所）改築工事）……………	5
議案第105号	工事請負契約の締結について（川口市立高等学校第2校地グ ラウンド整備工事）……………	6
議案第106号	財産の取得について（小中学校GIGAスクール用端末）……………	7
議案第107号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	8
議案第108号	訴えの提起について（差押債権の取立て）……………	9
議案第109号	和解契約の締結について（川口市動物管理センターにおける 収容犬の咬傷事故）……………	10
議案第110号	訴え提起前の和解について（市営住宅の未払家賃の支払等）……………	11
議案第111号	専決処分の承認について（和解契約の締結について）……………	13
議案第112号	市道路線の認定について（安行第311-2号線）……………	15
議案第113号	市道路線の廃止について（南平第89号線）……………	16
議案第114号	令和元年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定につい て……………	17
議案第115号	令和元年度川口市水道事業会計決算認定について……………	18
議案第116号	令和元年度川口市下水道事業会計決算認定について……………	19
議案第117号	令和元年度川口市病院事業会計決算認定について……………	20
議案第118号	川口市教育委員会委員の任命同意について……………	21
議案第119号	川口市公平委員会委員の選任同意について……………	22
議案第120号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	23

議案第100号

川口市立かわぐち市民パートナーステーション設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立かわぐち市民パートナーステーション設置及び管理条例（平成18年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1号中「、日本間」を削り、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項第4号中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第101号

川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立保育所設置及び管理条例（昭和51年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表川口市立領家保育所の項中「川口市領家3丁目13番15号」を「川口市東領家3丁目1番8号」に、「120人」を「85人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第102号

川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

第7条第4項中「第6項」を「第7項」に改める。

附則第2項を次のように改める。

（管理者に関する特例）

- 2 令和3年3月31日までの間に法第46条第1項の規定による指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 103 号

川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立公民館設置及び管理条例（昭和 46 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 川口市立領家公民館の項中「川口市領家 3 丁目 1 3 番 1 5 号」を「川口市東領家 3 丁目 1 番 8 号」に改める。

別表第 2 領家公民館の項を次のように改める。

領家公民館	ホール	490	490	990	990	1,100	1,100
	日本間	160	160	330	330	490	490
	講座室 1 号	160	160	330	330	490	490
	講座室 2 号	160	160	330	330	490	490
	料理実習室	220	220	440	440	660	660
	視聴覚室	160	160	330	330	490	490
	陶芸場	550	550	550	550	550	550

附 則

この条例は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

令和 2 年 9 月 7 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第104号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 仲町保育所（仮称横曽根保育所）改築工事
- 2 工 事 場 所 川口市南町1丁目2番37号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 331,100,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市朝日1丁目26番26号
榎本建設株式会社

代表取締役 榎 本 光 洋

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第105号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 川口市立高等学校第2校地グラウンド整備工事
- 2 工 事 場 所 川口市朝日5丁目9番18号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 746,680,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市柳崎5丁目2番33号
中原建設株式会社

代表取締役社長 中 原 誠

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第106号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 小中学校GIGAスクール用端末
- 2 納入場所 川口市本町2丁目4番6号 他79校
- 3 納入者 埼玉県川口市西青木1丁目14番2号
株式会社スリーウェイ
代表取締役 榑 尚 寛
- 4 数 量 47,550台
- 5 取得価格 1,982,359,500円

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第107号

訴えの提起について

差押債権の取立金の未払に伴う東京簡易裁判所への支払督促の申立て等に関し、第三債務者から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 明治安田生命ビル

アコム株式会社

代表取締役 木 下 盛 好

2 事件の内容

上記の者は、国民健康保険税の滞納者（権利者）に対し、不当利得の返還請求権（返済過払金の返還請求権）による支払義務を負っており、本市が滞納処分により当該債権を差し押さえ、支払に応じるよう再三催告したが、支払に応じなかった。そこで、第三債務者に対して差押債権の支払を求め、支払督促の申立て等を行うものである。

その際、上記の者が督促異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し債権差押通知記載の債権の支払を求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第108号

訴えの提起について

差押債権の取立てに関し、給付の訴えをさいたま地方裁判所に提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都中央区銀座4丁目12番15号

S M B C コンシューマーファイナンス株式会社

代表取締役 金子良平

2 事件の内容

上記の者は、国民健康保険税の滞納者（権利者）に対し、不当利得の返還請求権（返済過払金の返還請求権）による支払義務を負っており、本市が滞納処分により当該債権を差し押さえ、支払に応じるよう再三催告したが、支払に応じなかった。そこで、第三債務者に対して差押債権の支払等に係る訴えを民事訴訟法（平成8年法律第109号）第5条第1号の規定により、義務履行地を管轄するさいたま地方裁判所に提起するものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し債権差押通知記載の債権の支払を求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第109号

和解契約の締結について

川口市動物管理センターにおける収容犬の咬傷事故について、次のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

1 相手方

川口市在住

女性 74歳（事故当時73歳）

2 和解条項

- (1) 川口市は、上記の者に対し、本和解契約における解決金として、金7,880円（解決金総額26,276円から相手方の治療について川口市が負担した18,396円を控除した額）の支払義務があることを認め、これを令和2年10月30日限り、上記の者の指定する口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は川口市の負担とする。
- (2) 上記の者は、川口市に対し、本件事故に関し、前項に定めるほか、一切の請求権を放棄する。
- (3) 上記の者と川口市は、本和解契約書に定められたほか、本件に関して一切の債権債務がないことを相互に確認する。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第110号

訴え提起前の和解について

市営住宅の未払家賃の支払等について、次のとおり民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項の規定による申立てを行い、和解をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

1 相手方

川口市在住

男 性 49歳

2 和解条項

- (1) 川口市及び相手方は、川口市が平成19年4月1日頃相手方に対して行った市営住宅の入居承認が引き続き有効であることを確認する。
- (2) 相手方は、川口市に対し、未払家賃の合計金6,143,440円（ただし、和解の期日までに相手方の支払の状況によって未払家賃の合計金額が変更となったときは、その変更後の額とする。）の支払義務があることを認める。
- (3) 相手方は、川口市に対し、市営住宅の未払家賃を毎月末日（この日が土曜日、日曜日、祝日等の休日の場合は、その直後の休日でない日）限り、35,000円ずつ支払うものとする。ただし、支払期間の最終月については、その残りを支払うものとする。
- (4) 相手方は、川口市に対し、和解申立て以降の家賃については、川口市営住宅設置及び管理条例等の定めるところに従い、同条例で定めた期限内に、同条例の定めた方法で支払う。
- (5) 相手方が次の事由のいずれかに該当するときは、第1項記載の入居承認は、川口市から何らの通知催告等を要せず当然取消しとなる。
 - ア 第3項の支払を2回以上怠ったとき。
 - イ 第4項の当月分の家賃の支払を3回以上怠ったとき。
- (6) 前項により入居承認が取消しとなったときは、相手方は、川口市に対し、次に掲げる事項を直ちに行う。
 - ア 相手方は、本件市営住宅を明け渡す。

イ 相手方は、川口市に対し、未払家賃から既払い金を控除した残金を一括で支払う。

ウ 相手方は、川口市に対し、上記承認取消しの日の翌日から本件市営住宅の明渡し済みまで、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害金を支払う。

(7) 川口市と相手方との間には、本件に関し、和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

(8) 和解費用は、各自の負担とする。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 1 1 1 号

専決処分の承認について

P C R 検査結果の誤報告に係る和解契約の締結について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 9 月 7 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

P C R 検査結果の誤報告に係る和解契約の締結について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 2 年 7 月 1 0 日

川口市長 奥ノ木 信 夫

PCR検査結果の誤報告に係る和解契約の締結について
次のとおりPCR検査結果の誤報告に係る和解契約を締結する。

記

1 相手方 川口市在住
男 性

2 和解条項

- (1) 川口市は、上記の者に対し、本件に関する解決金として、金290,000円の支払い義務があることを認め、これを令和2年8月31日までに、上記の者の指定する金融機関口座に振込送金して支払う。なお、振込手数料は川口市の負担とする。
- (2) 川口市と上記の者は、本件に関し、本和解条項に定めるほか一切の債権債務がないことを相互に確認する。

議案第112号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第311-2号線	大字安行原字半縄2275番20地先	大字安行原字半縄2275番30地先		4.5	80.0

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



議案第113号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
南平 第89号線	元郷3丁目1783番6地先	元郷3丁目1778番1地先		1.8	28.8

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

廃止路線位置概図



議案第 1 1 4 号

令和元年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定について

令和元年度下記各会計決算を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和元年度川口市一般会計歳入歳出決算書

令和元年度川口市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

令和元年度川口市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

令和元年度川口市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

令和元年度川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

令和元年度川口市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算書

令和元年度川口市立看護学校事業特別会計歳入歳出決算書

令和元年度川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算書

令和元年度川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算書

令和元年度川口市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

令和元年度川口市学童等災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

令和元年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

令和元年度川口市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算書

令和 2 年 9 月 7 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 1 5 号

令和元年度川口市水道事業会計決算認定について

令和元年度川口市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 7 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 1 6 号

令和元年度川口市下水道事業会計決算認定について

令和元年度川口市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 7 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 1 7 号

令和元年度川口市病院事業会計決算認定について

令和元年度川口市病院事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 7 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第118号

川口市教育委員会委員の任命同意について

川口市教育委員会委員に次の者を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により同意を求める。

記

中 田 裕 之 昭和28年10月21日生 川口市戸塚東2丁目6番6号
令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 中 田 裕 之

生年月日 昭和28年10月21日

現住所 川口市戸塚東2丁目6番6号

平成27年 6月 日本歯科医師会常務理事

平成28年 4月 日本歯科大学生命歯学部解剖学第2講座客員教授

平成28年10月 川口市教育委員会委員

令和 元年 6月 社会福祉法人川口市社会福祉協議会理事

埼玉県歯科医師会理事

令和 元年 7月 埼玉県地方薬事審議会委員

議案第119号

川口市公平委員会委員の選任同意について

川口市公平委員会委員に次の者を選任するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により同意を求める。

記

小 森 貴 浩 昭和40年6月2日生 川口市青木4丁目3番15-105号

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 小 森 貴 浩

生年月日 昭和40年6月2日

現住所 川口市青木4丁目3番15-105号

平成12年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属）

平成23年 6月 川口市市民参加条例策定委員会委員

平成24年 2月 川口市市民投票条例策定委員会委員

平成27年 3月 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会副会長

平成28年10月 川口市公平委員会委員

令和 元年11月 川口市公平委員会委員長

議案第120号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

嶋根 務 昭和23年4月16日生 川口市芝西2丁目7番5号
令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経 歴 書

氏 名 嶋根 務

生年月日 昭和23年4月16日

現住所 川口市芝西2丁目7番5号

昭和62年 3月 学校法人嶋根学園理事長

平成24年 4月 公益財団法人川口緑化センター評議員

平成27年 1月 人権擁護委員

平成28年 7月 川口市保育施設等事故検証委員会委員

平成30年 1月 人権擁護委員